

水産物輸出拡大緊急対策事業

【5, 500百万円】

対策のポイント

T P P 大筋合意を踏まえ、水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港の整備や水産加工施設のH A C C P 対応の推進等を支援します。

<背景／課題>

- ・ T P P（環太平洋パートナーシップ協定）を契機として、水産物については相手国の関税が即時又は短期間で撤廃されることから、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進することが重要です。
- ・ このため、水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導のもと、大規模流通・輸出拠点漁港の整備、輸出に必要な水産加工施設のH A C C P 対応や機器整備への支援、海外でのプロモーション活動等を総合的に推進することが必要です。

政策目標

○水産物輸出額の拡大

(1,700億円（平成24年） → 3,500億円（平成32年）)

<主な内容>

1. 水産物輸出促進緊急基盤整備事業<公共> 3, 000百万円
大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下、集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等を一体的に整備します。

国費率：1／2等
事業実施主体：国、地方公共団体、水産業協同組合

2. 水産物輸出促進緊急推進事業 2, 500百万円

(1) H A C C P 対応のための施設改修等支援事業

輸出先国のH A C C P 基準への対応を目指す水産加工業者等に対し、水産加工施設の改修等を支援します。

(2) 輸出促進機器整備事業

計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対し、輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備を支援します。

(3) 海外市場開拓推進事業

現地コンサルタントの活用等により、輸出先国のニーズ等に合わせた海外でのプロモーション活動等を実施します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)
2の事業 水産庁加工流通課 (03-3502-8427)